

## 食品環境研究センター規程

平成 26 年 4 月 1 日 規程第 168 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学院学則第 4 条の規定に基づき、静岡県立大学大学院食品栄養環境科学研究所附属食品環境研究センター（以下「センター」という）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、食品・栄養・環境科学の各分野の研究を通して、地域における健康福祉の向上と産業の活性化に資することを目的とし、「食と健康」、「環境と健康」に関連した研究、および地域への教育・啓発活動等を行う。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康長寿社会の構築に資する食品および環境に係わる研究の推進
  - ア 食品分野：成分分析、機能性評価、安全性評価等
  - イ 環境分野：環境分析、リスク評価、環境負荷の低減化、環境保全等
- (2) 地域における健康に資する食品および環境に関する教育と啓発活動
  - ア 食品および環境と健康に係る情報の収集と提供
  - イ 公開講座、社会人学習講座、食育および環境教育に関するワークショップの開催等
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター職員

2 前項に掲げる者のほか、センターに、センター客員研究員を置くことができる。

(センター長)

第 5 条 センター長は、食品栄養環境科学研究所（以下「研究所」という）の教授（特任教員を含む）のうちから食品栄養環境科学研究所委員会（以下「研究所委員会」という。）の議を経て、食品栄養環境科学研究所長（以下「研究所長」という）が推薦し、学長が任命する。

2 センター長は、センターに関する所掌事項を統括する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名し、研究院委員会の議を経て研究院長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、静岡県立大学の学部、研究院、又は研究科の教員（特任教員を含む）のうちから、各部局の教授会、研究院委員会または研究科委員会の承認を得てセンター長が委嘱する。

2 センター研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 センター研究員は、第3条各号に掲げる事項の業務を実施する。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、県立大学の教職員以外でセンターの研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長が委嘱する。

2 センター客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 センター客員研究員は、所属機関の施策をセンターの業務に反映させるための提案・調整を行い、第3条各号に掲げる事項の業務の実施について協力する。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの運営方針を審議するため、食品環境研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(報告義務)

第11条 センター長は、毎年度の事業計画および事業実績を研究院委員会に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程の改正は、研究院委員会の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。